



# 大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画

平成29年1月  
大分市





# | 概要

## 1. 背景と目的

| 概要

### ●自転車問題の顕在化

近年、全国では自転車ブームが更に広がりを見せるとともに、歩道上における自転車と歩行者の事故が急増するなど自転車に関する問題も社会問題となってきました。

### ●国と警察庁の動向

国と警察庁では自転車に関する問題を喫緊の課題として有識者等による検討を重ね、平成23年10月には警察庁から全国の警察局長等へ宛てた「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」の通達の中で、自転車が歩行者と同様の取扱いをされるものであるという誤解を正し、自転車が車両であることを交通社会を構成する全ての者に徹底させることとしました。

平成24年11月には、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進められるよう、国と警察庁から「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が示されたところです。

平成26年12月以降、国は「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を設置し、自転車ネットワーク計画策定を早期に進展させるための方策、安全な自転車通行空間を早期に確保する方策などについて、専門的見地から審議を行っています。

平成28年7月には、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の一部改定を行い、段階的な計画策定方法の導入、暫定形態の積極的な活用、路面表示の仕様の標準化等について新たに示されました。

### ●大分市における本計画の目的

これらの背景を踏まえ、大分市が総合的に進める自転車施策における自転車走行空間のネットワーク整備（ハード施策）や、自転車のルール・マナーを市民が正しく守るための方策（ソフト施策）についての基本方針等を関係機関等との共通認識のもと本計画で定め、これまでの進捗を踏まえた更なる取組みについてまとめました。

本計画は、歩行者をはじめとする交通弱者はもとより、全ての道路利用者にとって安心・安全な道路環境並びに快適で利便性の高い自転車走行空間の創出を効率的かつ効果的に推進することを目的とします。

## 2. 計画期間

| 概要

計画期間は、平成25年度から3年間をステップ1、平成28年度から5年間をステップ2、平成33年度以降をステップ3と位置付けています。ステップ1の成果を踏まえながら、今後はステップ2に取り組みます。今後も、各ステップの最終年度に進捗状況のチェックと目標設定の見直しを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

### ■計画期間

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33～以降 年度
計画期間		ステップ1			ステップ2				ステップ3
進捗状況のチェック、 目標設定の見直し等			○					○	



## II 現状と課題

### 1. 現状と課題の整理

II 現状と課題

#### 【自転車関連事故の現状】

- 中心部に近いエリア及び中心部に流入する幹線道路の自転車関連事故が多い。
- 自動車との事故類型は出会い頭が最も多い。
- 自転車事故の相手は9割以上が自動車である。
- 年代別では特に10代の割合が高い。

- 中心部に近いエリア及び幹線道路の優先的な自転車走行空間整備が求められる。
- 適切な自転車走行空間整備形態の整備が求められる。
- 自動車の自転車に対する意識啓発が求められる。
- 中高生に対するソフト施策の充実が求められる。



ハード施策へ反映



ソフト施策へ反映

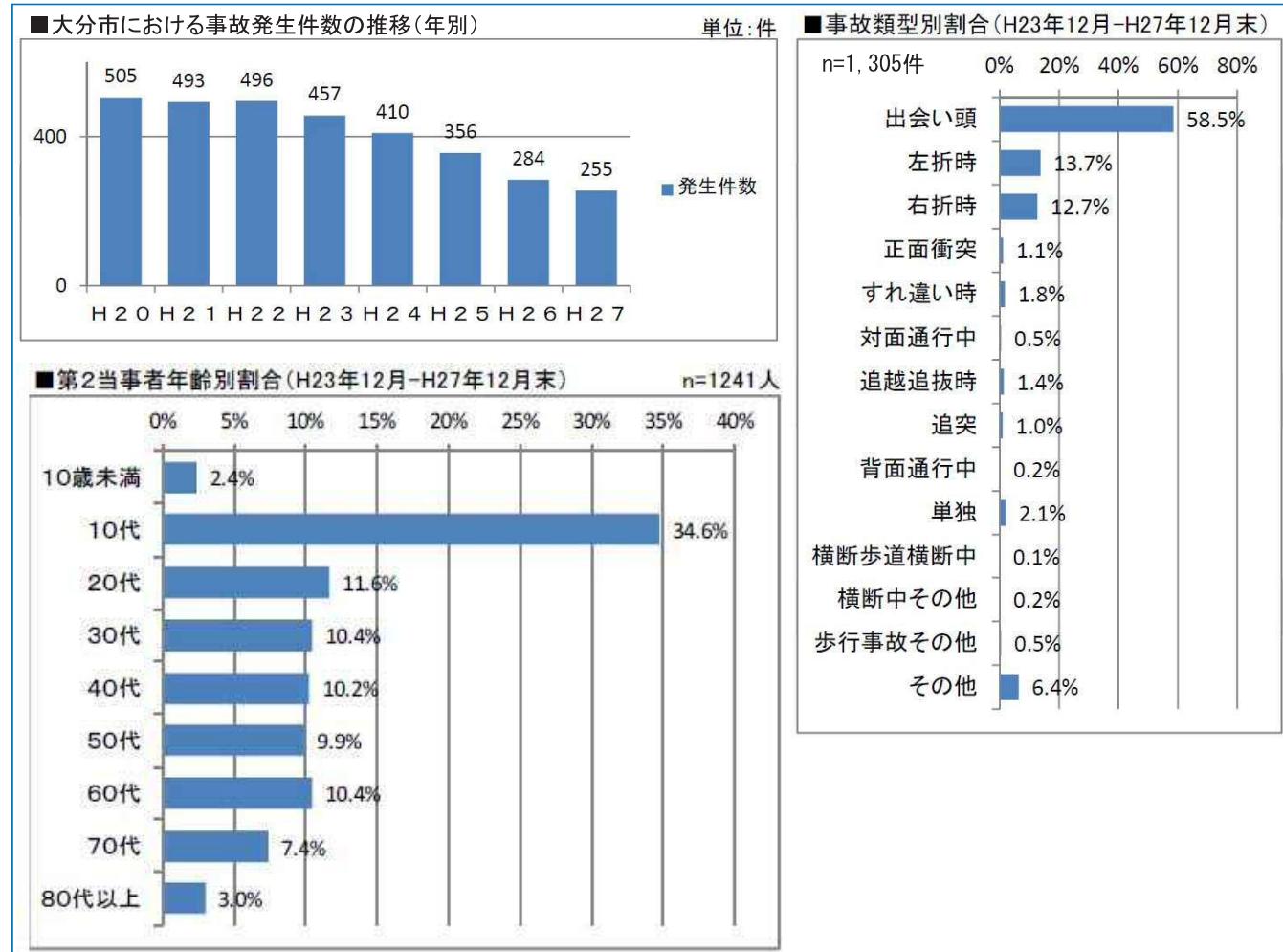
#### 【高校生のルール・マナーに関する現状】

- 自転車のルール・マナーを知っている割合はほとんどの項目で高い割合を示しているが、ルールを守っている割合は項目によっては3割程度と非常に低い項目もある。

### 2. 事故等の現状

II 現状と課題

以下の平成23年の事故データから作成したグラフに示す通り、自転車事故の内訳としては、中高生が多く、特に高校生の自転車事故の割合が高い状況です。大分市内の自転車事故の約9割が対自動車で、そのうち6割が出会い頭の事故となっています。なお、自転車関連事故は特に中心市街地や幹線道路で多く発生しています。



資料:大分県警察本部 交通企画課



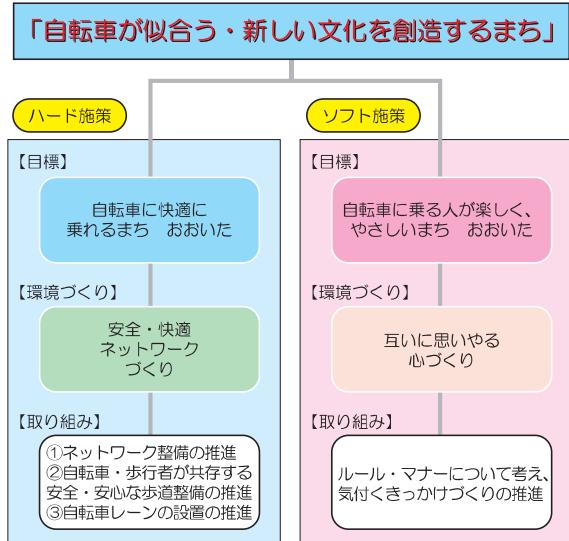
### III ネットワーク整備計画

## 1. 基本方針

III ネットワーク整備計画

### ● 基本方針の設定

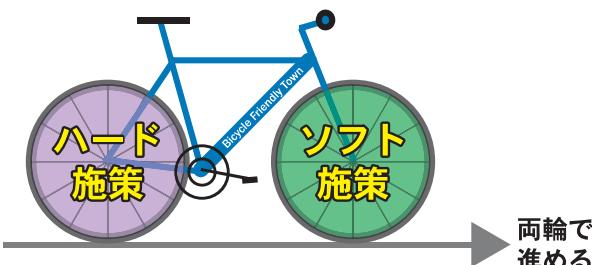
「大分市自転車利用基本計画」で定められた基本方針に基づき、ハード施策、ソフト施策それぞれについて、基本方針を次の通り設定します。



### ● 基本方針の推進イメージ

全国の自転車走行空間が整備された箇所においても、逆走をはじめとするルールとは異なる走行により危険なケースが見られます。

このように、自転車走行空間としてハードを整備するだけでは不十分であることから、市民が整備された自転車走行道路空間をルール・マナーに従って正しく利用するためには、ルール・マナーの周知啓発などのソフト施策をハード整備と並行してしていく必要があります。



## 2. 計画目標

III ネットワーク整備計画

### ● 目標1

ステップ1（3年間）の当面の目標である、自転車走行空間の試行的な整備（約5km）を上回る5.68kmの整備実績を達成しました。この成果等を踏まえ、ステップ2におけるネットワーク整備目標として以下の目標を新たに設定します。

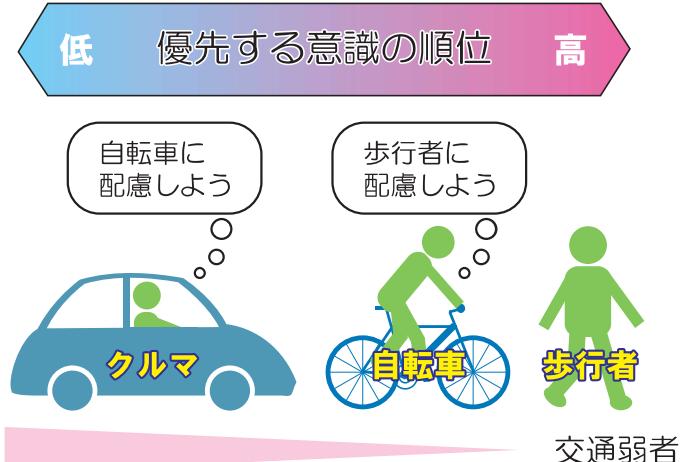
**目標1** 自転車ネットワーク整備延長 約20km  
※ステップ2(平成28~32年度)整備実績目標

### ● 交通弱者を優先する考え方

事故の無い大分市を目指すには、車優先の考え方から脱却し、交通弱者に配慮する意識を持つことが特に重要です。

交通弱者を優先して道路をゆずる意識を持つことで「互いに思いやる心づくり」を目指します。この考え方はソフト施策の推進だけでなく、ハード施策においても念頭に置きながら推進することとします。

### ■ 優先すべき道路利用者のイメージ



### ● ハード施策とソフト施策の基本的な考え方

ハード施策及びソフト施策については、各関係機関との協議を踏まえ、以下の基本的な考え方に基づいて整備を推進します。

### ■ ハード施策とソフト施策の基本的な考え方

#### ハード施策の基本的な考え方

- 新規整備を行う道路については、自転車走行空間整備の検討を行う。
- 自転車は車道の左側という原則に沿った自転車走行空間の整備を行う。

#### ソフト施策の基本的な考え方

- 自転車は車道の左側という原則に沿った道路利用の実践を促す。
- 全ての道路利用者がお互いに配慮する意識づくりを目指す。

## 2. 計画目標

### ● 目標2

ステップ1のソフト施策の目標である400件/以下の定着化は達成できましたが、自転車事故の撲滅を目指すためには、更なるソフト施策の充実が必要です。

また、平成28年7月付け「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定や、平成28年12月の国会で成立した「自転車活用推進法案」などの動向を注視し、「自転車の安全な利用に関する条例」などの必要性についても調査検討を行うこととします。

**目標2** 自転車事故発生件数  
平成29~32年の維持目標は、  
250件/年以下とする。

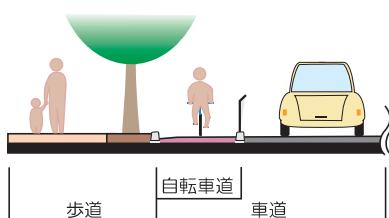
**400件/年  
以下の定着化  
(平成28年)**

### 3. 自転車走行空間ネットワーク（ハード施策）

#### ● 整備形態について

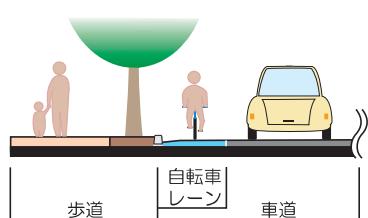
自転車は車両であるという原則に基づき、整備形態は以下の3つの整備イメージを基本とします。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、自転車歩行者道内における走行空間の分離を当面の整備形態として整備します。

##### ■自転車道



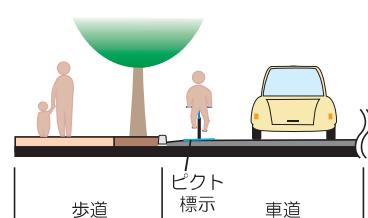
資料:「第1回 安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会配布資料」

##### ■自転車レーン (自転車専用通行帯)



資料:大分市(都町東春日線)

##### ■車道の共有 (シェアドレーン等)

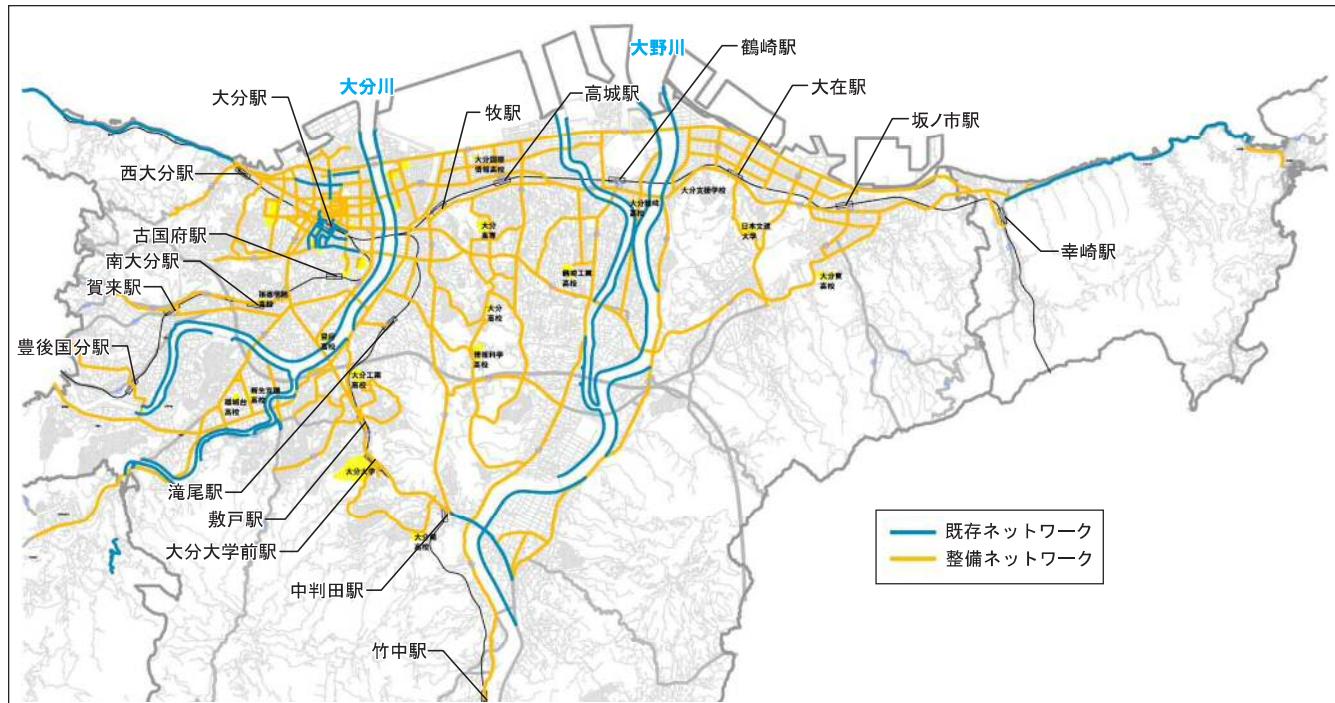


資料:大分市(庄の原佐野線側道)

#### ● ネットワークの設定

様々な条件を満たす路線を抽出し、それらの路線を様々な角度から評価してネットワークを設定しました。これらの路線について、国や警察庁が示すガイドラインに基づいたフロー図や考え方を踏まえながら、道路管理者等を含む関係機関において適切な整備形態等について詳細に検討したうえで整備を推進します。

##### ■自転車走行空間ネットワーク（市全体）





### III ネットワーク整備計画

#### 4. 年代別取組み（ソフト施策）

III ネットワーク整備計画

##### ●幼稚園児に対するルール・マナー啓発

横断歩道の渡り方など歩行者としての交通安全教育を実施するなかで、自転車のルール・マナー啓発を実施します。

##### ■交通安全カルタ取りゲーム



##### ■交通安全教室



##### ●小学校自転車教室

自転車に乗り始めた小学校中年を対象とし、自転車の乗り方を中心とした交通安全教室を実施します。

##### ■小学校自転車教室



##### ●自転車セーフティーカード

自転車のマナーアップを目的に、モデル校を指定し、小学校自転車教室をはじめとする1年間の交通安全教育を実施後、自転車セーフティーカードを交付します。

##### ■自転車セーフティーカードのデザイン案



##### ●小学校おでかけ自転車マナーアップ教室

公道で自転車に乗り始める小学校高学年を対象に、自転車安全利用五則など、必要な知識を身につけてもらうための教室を実施します。

##### ■小学校おでかけ自転車マナーアップ教室



##### ●交通安全子供自転車大会

小学校の代表児童による大会を実施することで、競技を通じ、自転車の安全な乗り方や、交通ルールを学びます。

##### ■交通安全子供自転車大会



##### ●交通安全イベント等におけるルールマナー啓発

交通安全フェアなどのイベントにて、自転車シミュレーター等を活用したルール・マナー啓発を実施します。

##### ■交通安全フェア



##### ●モデル中学校、モデル高校の指定

自転車マナーアップを推進するモデル校を指定し、企業と連携のうえ自転車シミュレーター等を活用した自転車交通安全教育を実施するとともに、学校、生徒会等と連携した街頭啓発活動等、自主的な取組みを推進します。

##### ■街頭啓発活動



##### ■交通指導



##### ●交通安全教室

高齢者を対象とした体感型高齢者交通安全教室を実施するなかで、自転車のルール・マナー啓発を実施します。

##### ●事業者に対するルール・マナー啓発

自転車で通勤する従業員ヘルル・マナーの啓発を実施します。

##### ●街頭啓発

関係機関や協力団体と連携し、街頭にて自転車利用者ヘルル・マナーの啓発を行います。また、ハード整備実施箇所で自転車走行ルールの啓発を実施します。

##### ■中央通り街頭啓発活動

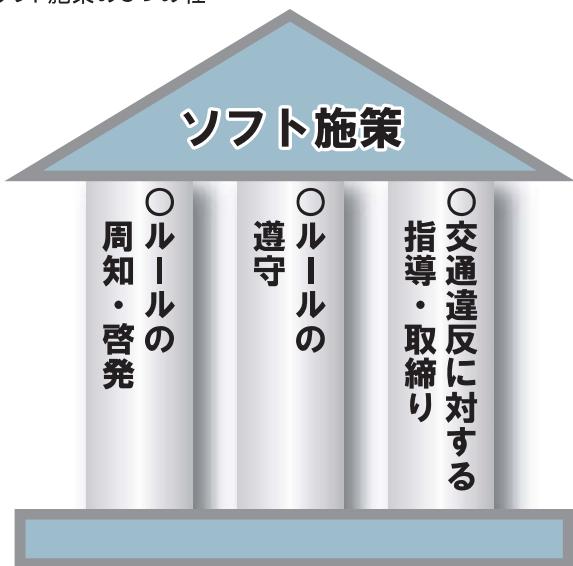


#### 5. ソフト施策の3つの柱

III ネットワーク整備計画

ソフト施策は、自転車ルールの周知、遵守、指導や取締りの3つの柱により浸透していくと考えられます。

##### ■ソフト施策の3つの柱



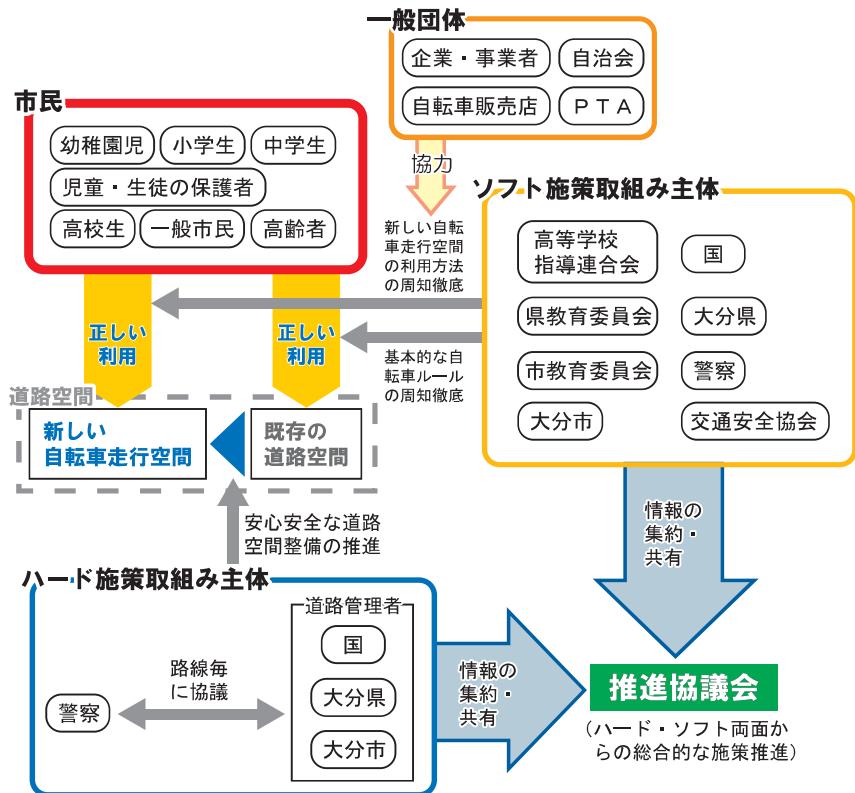


## IV事業の推進

### 1. 推進体制

自転車走行空間の整備（ハード施策）と、道路空間の正しい利用方法の周知徹底等（ソフト施策）の2つの両輪で推進していくための体制について、次の通り示します。

#### ■自転車走行空間ネットワーク整備計画推進体制



### 2. 事業推進プログラム

各種取組みについて、整備時期に応じた取組みの段階をステップとして位置付け、取組みの検証時期や事業拡大についての考え方を次の通り示します。

なお、整備済みの自転車走行空間については、計画的かつ適切な維持管理に努めます。

#### ■事業推進プログラム

取組み種別	対象者	実施施策	ステップ1 平成27年度 までの 約3年間	ステップ2 平成32年度 までの 約5年間	ステップ3 平成33年度 以降
ハード 施策	全市民	自転車走行空間の整備	試験的整備及び整備路線の検討	ネットワーク整備を順次拡大	理想的な道路環境の実現へ
		幼稚園児に対するルール・マナー啓発		継続して実施	
		小学校自転車教室		継続して実施	
		自転車セーフティカード	モデル校における試験的実施	試行による検証	本格実施
		小学校おでかけ自転車マナーアップ教室		継続して実施	
	幼稚園 ～ 小学生	交通安全子供自転車大会		継続して実施	
		交通安全イベント等におけるルール・マナー啓発		継続して実施	
		モデル中学校の指定	モデル校の選定、効果の検証	検証結果に応じ取組み拡大検討	効果の高い取組みを全校実施
	中高生	モデル高校の指定	モデル校の選定、効果の検証	検証結果に応じ取組み拡大検討	効果の高い取組みを全校実施
		交通安全教室		継続して実施	
	一般、 高齢者	街頭啓発		継続して実施	

# 知っていますか？自転車のルール。

★ 自転車は、**車道の左側**を走りましょう。

以前に比べ、自転車が車道の左側を走るべきであるという原則が浸透してきました。しかし、いまだに車道の右側を走る自転車（逆走）が見られます。

逆走は非常に危険です！

自転車に乗る時は**車道の左側**を走りましょう。

※逆走は危険！



**自転車は車道の左側を走ろう！**



→**歩道走行できる例外**もあります。

お年寄りや小さな子供が運転する自転車、やむを得ない道路事情がある場合など、また自転車歩行者道に指定された歩道においては**例外**的に自転車の歩道走行が認められています。

ただし、あくまでも**歩行者優先**です。

歩道走行する場合は、**歩道内の車道寄り**を、常に歩行者に配慮しながら徐行しましょう。



自転車が似合うまちへ . . . 。



## ■お問合せ

大分市 都市計画部 都市交通対策課

TEL: (097) 537-5690

FAX: (097) 536-7719